

第三者評価結果報告書

①第三者評価機関名

株式会社 ケアシステムズ

②施設・事業者情報

名 称	坂戸保育園	種 別	認可保育所
代 表 者 氏 名	渡邊 さち子	定 員 (利 用 人)	90
所 在 地	〒213-0012 神奈川県川崎市高津区坂戸3-7-21		
電 話	044-811-6922	ホ ー ム ペ ー ジ	https://sfg21.com/sakado/

【施設・事業所の概要】

開 設 年 月 日	2015年4月1日		
経営法人・設置主体 (法人名等)	社会福祉法人 尚徳福社会		
職 員 数	常勤職員： 19 名	非常勤職員：	7 名
専 門 職 員	専門職名称	人数	
	園長	1 名	保育士 19 名
	主任	1 名	看護師 1 名 事務員 1 名
施設・設備の概要	(居室数)	(設備等)	
	6	園庭、テラス、給食室、さかどっこルーム、なかよしルーム、にこにこルーム、事務所、職員休憩室	

③理念・基本方針

【保育理念】

☆未来を切り開く生きる力をそだてる

【園目標】

一人一人が人として大切にされる

将来に向けて現在をもっとよく過ごす

よりよい関係の中で育てられる

【保育方針】

子どもの快い環境の中で安心して生活し遊べるよう、一人一人の個性を大切にしながら、健やかな成長を見守り、その発達を援助します

様々な体験を通して豊かな感性を育て、創造性の芽生えを養うように心がけます

保護者との信頼関係を築き、安心して子どもを預けられる保育園として成長を共に喜び合える保育を進めて行きます

園庭開放や子育て活動事業を通し、地域に開かれた保育園として積極的に子育て支援していきます

④施設・事業所の特徴的な取組

【施設の概要】

本園を運営する社会福祉法人尚徳福祉会（鳥取県米子市）は平成8年に設立認可を受け、病児保育施設「病児看護センターベアーズディサービス」および認可保育園「保育園ベアーズ」（現認定こども園ベアーズ）を開設。現在は保育園を神奈川8園東京都11園そのほか老健などを運営しています。

本園は2010年4月から当法人が指定管理委託を受けた後2015年4月より施設の譲渡を受け認可保育園として運営しています。

子どもたちを中心として、関係するすべての人の最善の利益を追求し、生活の向上をはかり、社会全体の福祉向上に寄与したいと取組んでいます。運営理念を具象化する子どもたちの意向を最大限尊重している。子どもたちのプライド、パーソナリティ、プライバシーを大切にしたい運営をする。子どもを中心として、その家族・親族を含めた人々の意向もできる限り尊重する。施設職員が意欲をもって働き各個人の創意工夫が生かされ、誇りを持つことができるよう職場環境整備をおこない、子どもたちの家族・親族が安心して利用し、働くことができるように健康管理、衛生管理および安全管理を徹底してまいります。利用者や地域社会から信頼され、永続的に安定して社会に貢献していくことを大切にしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年10月2日（契約日）～2024年3月29日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（平成30年度）

⑥総評

◇特長

子どもが主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする保育を展開している

保育室では子どもたちが主体的に玩具を選べるよう両面棚の利用やコーナー作り、発達に応じた玩具の入れ替えなどの工夫により、子どもたちの自立心を育むとともに、多様な遊びや学びに触れる機会を提供している。また、戸外活動を通じて子どもたちが自然や季節を感じられる機会を取り入れ、交通安全教室などで学んだ交通ルールを実際の外出時に適用することで、子どもたちが学んだ知識を日常生活に結びつけ、実践的な理解を深める機会を提供している。

園全体で子どもやクラスの課題に取り組んでいる

個々の子どもの状況やクラスでの課題について、会議の中で全職員で共有し意見交換が行われており、全体的な視点で子どもたちを見守る体制が確立されている。このような取り組みは、職場の風通しの良さとして職員に感じられており、協力的で前向きな保育を推進する基盤となっている。

子どもの最善の利益を目標に全職員が保育を提供することを心がけている

園理念では「未来を切り開いていく力を育てる」を筆頭に、基本方針・園目標さらに具体的な保育内容を掲げて、子どもの最善の利益に取り組んでいる。平成13年「川崎市子ども権利条例」が施行され、子どもが自主的かつ自発的に活動するための場づくりや川崎市子ども会議などを開催して、子どもの権利を保障する取り組みをしている。さらに、昨年「こども家庭庁」が発足し「こども基本法」が施行され、子どもの最善の利益を守るための法律が整備された。今後は、子どもたちが持っている権利をよく理解し、それらが守られる社会づくりに貢献することが求められる。当園でも、子どもの個性を尊重し、その子に合った対応を目指して子どもの権利を保障する取り組みをしている。

◇今後期待される点

新入職員や中途採用職員などへの支援について課題としている

新人教育の充実と中途採用者の迅速な職場適応が重要な課題であり、経験の浅い職員が早期に保育園の方針や実践方法を学び、保育の質を維持しつつ円滑に業務を進められるような体制作りに期待したい。

保護者アンケートでの「改善を望む声」への対応に期待したい

今回実施した保護者アンケートにおいては全体的な満足度が高く、園での取り組みについて保護者への理解が浸透していることがうかがえる結果であった。しかしながら、いくつかの項目において改善をもとめる声も聞かれている。子ども同士のトラブルに際しての保護者への伝え方についてなど、保護者の思いや現状を踏まえた対応、伝え方についての検討や工夫を行うことに期待したい。

ヒヤリハットの提出を習慣化するなどして、より子どもの安心・安全につなげることが望まれる

園は危機管理および災害時への対応マニュアルを作成し、さらにハザードマップで園の立地条件を確認して「事業継続計画」を策定し総合的なリスクマネジメントに取り組んでいる。KSP（セキュリティ対策）や多摩川近隣ということで垂直避難訓練などを実施している。事故報告・ヒヤリハットを集計・分析して、職員会議や昼礼で報告し職員間で振り返りを行い、必要に応じて保護者などへの迅速な情報発信を行い、最善策を共有して再発防止・事故予防に取り組んでいる。しかしながら、当園は園児および職員を含め120名を超える大きな認可保育園であり、園でも認識しているように、規模に比してヒヤリハットの提出が少ない。日頃の小さな積み重ねが大きな事故を防ぐ基となるため、まずはヒヤリハット提出を習慣化するなどしてデータを収集し、そのデータを集計分析してグラフ化し見える化するなどの工夫が求められる。日常業務では、職員間で情報共有し、小さなことでも記入してもらいリスクマネジメントに活用していくことが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することで、保育園運営や保育について改めて園全体で考え振り返る良い機会になり、第三者機関の適正な評価を受けることで大きな気づきに繋がったと思う。

定期的な振り返りと改善をすることで更により良い保育園運営と保育に繋がることを実感できた。

⑧第三者評価結果 別紙2のとおり

第三者評価結果

事業所名：坂戸保育園

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a

<コメント>

・園独自で基本理念・基本方針などを策定して園パンフレットやホームページに記載し、園が実施する保育の内容や特性、目指す方向性や考え方、姿勢を読み取ることができる。基本方針は理念に即して策定されており、職員の行動規範ともなるように具体的な内容となっている。
 ・職員は入社時に本社研修を受講し、また園では個人面談などで保育理念の確認と園の運営方針の確認を行い、保育計画の見直しなどを通じて理念や基本方針の理解浸透に努めている。
 ・保護者へは保育説明会で説明するとともに、玄関ホール・事務所・各クラスに掲示し、資料を基に丁寧に説明を行い周知に努めている。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a

<コメント>

・社会情勢や保育需要については、法人の東京事務所（関東総括）はタイムリーに情報収集に努め、各園に関する課題を抽出・分析し運営方針を出している。園長は本社や行政による情報提供や、地域の各種会合に積極的に参加して地域の情勢などの把握に努めている。また、園長は園見学など来園する地域の子育て世代との交流で、収集した地域の保育ニーズや潜在的利用者に関するデータなどを分析して、経営環境や保育運営に関する課題を把握し分析している。経費やコスト面に関しては本社の分析を共有し把握している。

【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
--	---

<コメント>

・法人本部および東京事務所にて経営環境や園運営に関する具体的な課題点を明らかにし、また園長は系列園の園長会、業界動向および自園の問題点や課題を把握して、園長はこれら情報を職員会議で説明・周知に努め、会社および園の経営状況や改善すべき課題を共有している。園での重要な課題・問題点は、本部や東京事務所に伝え、具体的な支援策を協議しており、園長は必要に応じて知り得た経営状況や改善すべき課題などについて、職員・関係者に説明し周知を図っている。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b

<コメント>

・園では自園としての現状の状況に即した具体的な課題は明確にしているが、数値目標を入れ込んだ中・長期計画の策定までには及んでいない。職員が日常業務に流されないように、日々の業務も月予定にも組み入れ意識につなげている。
 ・園では人権に配慮した保育について意識が高まっており、職員の自己評価をしたり、事例の見直しを通じ保育の振り返りをしたりして具体的な取り組みができています。今後、中・長期計画の策定に関しては、目標の数値化・見える化を行い、実施状況の振り返り、見直しを行える内容とされたい。

【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	---

<コメント>

・単年度事業計画は園長・主任・保育担当で組織的に策定しており、全体的な計画や日々の保育で具体化できるようにしている。単年度事業計画、全体的計画、年間計画、行事計画、食育計画、保健計画、研修計画など各種計画を策定し、各計画について年間を1期から4期に分け年度内の見直しを図りながら園の経営・運営を進めている。保育目標を達成するため、各項目にわたりどのような保育実践をしていくのかを織り込みながら具体的な計画を策定している。
・単年度計画は、振り返りおよび見直しを行い検証して次につなげる内容となっている。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
--	---

<コメント>

・年度末から年度初めにかけて、担当職員が事業計画を策定しその実施状況を記載して、園長に提出後、各会議で検討されている。事業計画は作成後、本部に提出し承認・共有されている。
・事業計画および各保育計画に基づき、園の経営・運営、保育実践が行われ、月間計画の振り返りは、月の反省と来月に向けての保育に関する自己評価を記載し改善課題が明確になるようにしている。指導計画の振り返りにより、園全体および職員個々の計画の見直しが組織的に行われており、職員会議において必要に応じ計画を見直し改善を行っている。

【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
--	---

<コメント>

・新年度の保育目標や保育内容、行事計画も含めた事業計画は必要に応じて分かりやすく抜粋して保護者などに配布している。また、玄関でファイリングケースを設置し常時自由に閲覧できるようにして保護者などに知らせている。
・クラス懇談会では事業計画の必要部分について説明し質疑応答に応じており、日頃の保育の様子をより理解しやすいように努めている。また保護者などの参加を促す観点から、事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどして説明している。

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
--------------------------------	---------

【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
--	---

<コメント>

・年齢別指導計画を立案し、クラス担当者が評価と反省の振り返りを記載し、園長に提出したのち各会議で、計画⇒保育実践⇒振り返り⇒課題の解決のPDCAのサイクルで評価する体制が整備されている。
・「職員の自己評価」は年1回定期的実施されており、組織的に位置付けた評価体制を構築している。園では定期的に第三者評価を受審しており、その結果を組織全体で検討して保育の質の向上に向けた取り組みが行われ、保育の質の向上に機能している。

【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
--	---

<コメント>

・月間指導計画の振り返り結果は、月の反省と来月に向けての保育に関する自己評価を行い、改善課題を明確にしている。改善課題は各会議で共有され、園長より職員に伝えられている。自己評価結果や指導計画はその評価結果に基づき、自園の取り組むべき課題や問題点を職員会議で見直しを行い、園長や主任の了承のもと計画的に対処している。評価欄は各項目ごとに文書化され、各会議において改善や進捗状況を伝え合い、課題解決の方向性を明確にしている。園長をはじめ、全職員で課題や問題点とその改善策・計画を共有・検討し次年度に向けた計画に取り組んでいる。

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
<p>・保育園業務マニュアルは、園長・主任・クラス担任・担当業務それぞれの職務内容の役割や具体的な業務が明確化されており、年度初めに職員に周知を図っている。各マニュアルは園における事務管理、小口現金の運用方法や園予算の運用など経営管理に関する説明をしている。</p> <p>・園長は職務分掌を明示し、自らの園での職務について職員に説明し周知を図っている。自然災害や事故発生時のフローを整備し、園長の役割や責任を明記しており、園長不在時は代行として主任に権限委譲の体制を整えている。</p>	
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>・園長は各種の順守すべき法令などを正しく理解するため、行政の法令関連研修や園長会議などに出席し、福祉分野に限らず社会ルールや倫理を含むものを認識して職員を指導している。日本国憲法・保育所保育指針・児童福祉施設最低基準などを勉強し、保育理念・保育方針・保育目標が実現できるように取り組んでいる。</p> <p>・園長は就任時に本部園長研修を受講しており、法令順守や人権尊重・個人情報保護については特に注力し、人権項目や個人情報項目を抜粋したものをレジュメにして配布し、職員間で読み合わせや確認を定期的実施して指導している。</p>	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
<p>・園長は日々各クラスに入って職員と一緒に保育を実践しつつ、園児の様子や保育士の働きかけを見たり、日誌や指導計画などから定期的に分析し、問題や課題を確認しており保育の質の向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>・児童票、全体的な計画、保育指導計画、行事計画などは主任やリーダー格保育士との指導分担を明確化し、園長は総括して保育の質の向上に参画できる体制を構築している。職員が主体的に関われるよう意見を尊重し、意欲が持てるよう指導している。また、職員が自己研鑽できるよう積極的な研修参加を奨励している。</p>	
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
<p>・月の勤務表は園長がシフト調整を行い、その勤務表を基に主任が日々の配置を行っている。職員との報告を密に行い、働きやすいように要望を聞き入れている。さらに、園長は職員の経験歴や動向を加味して意識向上につながる人員配置を形成し、さらに職員の残業時間や有給休暇取得の公平性を毎月確認して、労働意欲を損なうことなく働きやすい職場環境づくりに努めている。また、園長は職員会議などで出される意見を傾聴し、働きやすい職場環境づくりに努めている。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
<p>・法人の作成した「保育士自己評価表」が、法人の求める「職員像」となっているかを確認して、人員基準を上回る保育士の採用が行われている。園では、川崎市・横浜市が行う就職説明会に出向き、さらに東京事務所がZOOM面談を実施して募集・採用をしている。</p> <p>・外部からの実習生の受け入れと人材育成依頼は断らず、担当者を置いて積極的に対応している。</p> <p>・職員の健康維持に配慮し、年1回の健康診断と必要な抗体検査を行っている。毎年、医師の来園を仰ぎ、インフルエンザ予防接種などを実施している。</p>	

<p>【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a
---	---

<コメント>

・園独自の自己評価表や就業規則に「期待する職員像」を明記し、入職年齢別・職責別研修規定に示して全職員に周知を図っている。保育士自己評価を園長に提出後、園長は職員と個人面談を行い、アドバイスや評価を実施している。
 ・法人研修や外部研修を受けた職員の研修報告書は必ず法人に提出しており、本部・東京事務所においてもその評価を実施する仕組みとなっている。このような人材育成の仕組みで、職員はキャリアアップ研修なども受講している。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

<p>【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a
---	---

<コメント>

・園ではメンタルヘルス・セクハラ・パワハラその他の労働災害への対応として、職員の相談窓口を設置し各種の福利厚生など様々な制度を実施している。
 ・勤務表を組む前には休暇届を出してもらい、有給休暇申請は基本承認としているが時季変更権を行使することもあることを職員に説明している。
 ・年1回の面談や希望面談に対応し、日々実施している15分間ミーティングでは園長は傾聴に徹し職員の思いを聞いている。職員の抱えている問題に早く気付くように配慮し、通報メールや育休明け時短勤務シフトの軽減などワークライフバランスに留意した取り組みを行っている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

<p>【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a
--	---

<コメント>

・入職後、新人研修オリエンテーションにて保育士に求められる「期待する職員像」を職員一人ひとりが目標に掲げている。園長は職員が目標達成するための指導体制・仕組みを構築しており、求められる役割を定義して自己評価表や就業規則の中で明確にしている。園長は、職員一人ひとりの成長を支援し、職員個別面談を定期的実施して目標設定やその達成に向けた具体的な行動・アドバイスなどを行っている。また、園長は目標達成に向けた具体的な取り組みに対し、日常において援助的な姿勢で助言・支援を行っている。

<p>【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
--	---

<コメント>

・職員の資質向上/自己評価の項目に望ましい保育士としての資質・社会人としての基本を明記し、求める保育士像をより明確にしている。
 ・体系的な研修計画の作成は職員の希望も取り入れ、職員育成に関する年間研修計画を策定し、園ではキャリアパス研修や専門部門研修など、個々の知識や技術が必要とされる研修受講ができように研修計画に反映させている。園では職員一人ひとりの知識・技術水準・専門資格の取得状況を把握しており、園長は職員のキャリアアップ目標を見ながら、面談し職員一人ひとりの研修計画を持てるようにしている。

<p>【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a
--	---

<コメント>

・園では体系的研修計画を作成し、各種研修など経験に応じた研修や専門的分野の研修を開催している。園長・主任は職員の研修受講希望を踏まえ、個々の課題やスキルを考慮した研修を選定し研修参加を推奨している。法人研修は常勤職員・非常勤職員の全員が受講できるようにしている。
 ・外部研修やキャリアアップ研修については案内を閲覧しやすい場所に提供し全職員の研修申請を募っている。研修申請に合わせたシフト調整を行い、なるべく希望に添えるよう努力している。
 ・新卒・新規職員などは保育担当や行事分担を経験豊富な職員の指導と援助のもと、実践できる体制をとっている。

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
[20]	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<コメント>		
<p>・園では実習生受け入れマニュアルを整備し、担当者を決めいつでも受け入れができる体制を整えている。実習に関わる職員は「川崎市実習担当者研修」を順番に受講し、また実習生が所属する教育機関の実習担当教員の来園を受け、依頼学校側と緊密な連携を取り、事前にオリエンテーションを実施して本人と学校と園と相談の上効果的な実習につなげている。実習担当職員は、実習生が積極的に部分実習や責任実習を行えるよう一緒に考え援助するようにして、実習後は反省会を設け、実習生の思いや意見を聞き、未来に希望が持てる助言をするように努めている。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
[21]	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>		
<p>・ホームページや園独自のしおりを通して園の理念や教育方針、保育内容を公開し、事業計画・事業報告、予算や決算情報を開示している。また、園掲示板にて地域向けに園行事などの情報を掲示している。 ・苦情の相談やそれに対する対応、改善を実施している。相談内容に応じて、個人情報の保護を考慮しつつ、記録を残している。また、行政の監査時にはこれらの記録を必要に応じて開示し、職員にも周知を図っている。 ・園玄関には運営規定・重要事項説明書・全体的な計画・保育所の自己評価・運営委員会議事録などをファイリングし、いつでも保護者などが閲覧できるようにしている。園見学者や地域支援、子育て支援活動「さかどくらぶ」では印刷物を渡し当園の事業説明を行っている。第三者評価の結果は園内で閲覧でき、ネット上でも公開している。</p>		
[22]	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		
<p>・本部は監査法人に業務委託し、園の監査を毎月実施して指導・助言をうけ、園の経営・運営の適正化を確保している。また、年1回の川崎市の会計監査を受け、園長以外の第三者が現金実査や金銭収支の確認・押印を行い透明性の担保を図っている。指導監査の指摘事項は明記し職員に周知を図っている。 ・経理規定に基づき発注・請求・領収までの書類を管理しており、職員は入職時に新人研修を受講しており、取引に関するルールなどが示され、園の経営・運営の改善に活かしている。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
[23]	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>		
<p>・「園のしおり」には、市内の病児・病後保育施設のリストを掲示し「地域支援・子育て支援」など地域との関わりについて明記されている。「KSP祭り」「憩いの家」「さかどくらぶ」などの地域イベントや行事などのチラシを保護者に掲示して、地域の情報や園行事の案内を掲示している。 ・散歩で商業施設や消防車見学などを行い、近隣の高齢者施設や様々な公共施設へ訪問したり、子どもの社会体験の場を広げて、社会性を育てる機会を持ち、子どもや保育園への理解を深めてもらうよう取り組んでいる。</p>		
[24]	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>		
<p>・ボランティア受け入れの基本姿勢を明文化しており、マニュアルを整備しボランティア受け入れの案内を掲示している。高等学校の選択授業の中で保育園実習を受け入れ、また中学校の職業体験も行き、小学生のインタビュー受け入れも行っている。 ・今後は感染症の状況などを見ながらも、実習や体験前にはオリエンテーションで留意事項や守秘義務について説明し、登録手続き・オリエンテーション・感想文などの受け入れを行っていく予定である。また、小学校へは園長や保育士と年長児が訪問し交流に努めており、小学校との接続につなげている。</p>		

(2) 関係機関との連携が確保されている。

[25] II-4-(2)-①
保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

<コメント>

・園事務室には高津区児童家庭課・児童相談所・保健所・学校・警察署・消防署・病院など関係機関の連絡先を一覧にまとめ、リストを作成して全職員に周知を図っている。
・主任は川崎市の発達コーディネーター研修に参加し、幼保小連絡会には園長だけでなく、担当保育士を定め最新の地域情報を入手して、家庭での虐待など権利侵害が疑われる子どもへの対応をしている。区の児童家庭課や児童相談所とカンファレンスなどを行い連携できる体制を築いており、民生員・児童委員・主任児童委員・町内会長などと連絡を密に取り、地域ネットワークづくりに取り組んでいる。

[26] II-4-(3)-①
地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

a

<コメント>

・本部から全国のニュースや地元地域の情報、注意喚起メール、地域の福祉ニーズ・状況などの情報を把握している。園長は区園長会に参加し地域待機児童状況を把握したり、第三者委員より地域の福祉ニーズや生活課題など、周辺住民の状況などの情報を得ている。
・幼保小連絡会に参加し、共通の教育テーマに沿った課題の検討や情報交換を行っている。また、園見学者から子育て事情をうかがい相談や質問を受けたり、他園の園長と情報交換を行い、最新のニーズを把握している。

[27] II-4-(3)-②
地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

a

<コメント>

・事業計画において地域との関わりを具体化しており、地域の子育て支援として、「育児相談」「体験保育」「臨床心理士相談」「行事参加案内」などを取り上げて保護者に案内している。園で区主催の地域子育て支援に参画し、地域の親子とのつながりの場や他の保育園との交流に努めている。
・今後は、子育ての孤立化の対応策を課題として取り組み、地域との関わりを具現化していく計画である。また、有事の災害に備え、地域連携できるネットワークを構築し保育サービスおよび地域交流・貢献を継続できる体制を強化していく予定である。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
<p>[28] Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・理念・基本方針に、「一人一人の子どもの育ちを大切にできる姿勢」が明文化され、職員が子どもたちの人権を理解して子どもを尊重する保育を職員間で話し合っている。園見学者に配布しているパンフレットにも「一人一人が人として大切にされる」と園目標に記載し、入園の決まった保護者には入園のしおりで周知を図っている。全職員にも、職員会議などで実際の子どもの関わり方や言動・性差への先入観、外国文化の理解、個人情報への配慮などを確認する機会を設けている。</p> <p>・保育指導計画にも「人権」欄があり、日常の保育の中で常に振り返りを行うようにしている。川崎市の子ども権利条約や法人研修で学び、子どもの尊重や基本的人権などの園内研修を実施し、共通理解を深め人権について周知徹底に努めている。</p>	
<p>[29] Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。</p>	a
<コメント>	
<p>・入職時に守秘義務を説明され、「個人情報保護方針」「個人情報保護規定」を定めて全職員に「機密保持誓約書」の署名を求めている。職員はオリエンテーションでの説明、さらに園内研修にて「人権」について日常の保育の中で常に振り返りを行えるようにしている。</p> <p>・保護者に対しては重要事項説明書に個人情報の取り扱いについて明記し、「個人情報使用承諾書」に署名をもらい保管している。家庭調査書など重要書類、写真掲載などの各事項に個人情報漏洩などが無いように厳格な管理を実施している。</p> <p>・保育の現場では、着がえやオムツ交換・身体測定などの際にはカーテンやパーテーションを使い、子どものプライバシーに配慮している。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
<p>[30] Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。</p>	a
<コメント>	
<p>・法人ホームページに園情報を掲載している。園ではパンフレットや掲示板などを用い、また区製作の冊子「ひろばノート」にも掲載して情報提供している。</p> <p>・園見学ではなるべく希望に沿うよう対応し、パンフレットなどの資料を配布して保育理念や園概要を説明している。園長は子どもの動きがわかる時間帯を選び、温かい保育をしていることをアピールしつつ、各箇所です丁寧な説明をして質問や相談をしやすい雰囲気づくりを心がけている。</p> <p>・入園前に「重要事項説明書」や「個人情報使用承諾書」にて重要事項の内容を詳細に説明して、保護者などから同意・署名をもらっている。</p>	
<p>[31] Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a
<コメント>	
<p>・入園前に「重要事項説明書」などで提供サービスの内容について詳細に説明して、保護者などから同意・署名を確認している。保育園のしおりや感染症・SIDS・食物アレルギーなどの健康について年齢別に食育計画がわかるような資料などの各種届書類、年間予定表などを配布している。</p> <p>・入園前に準備する用品などは写真付きで解説した資料を作成し、保護者が戸惑わないように配慮している。保育サービス内容や重要な事項に関して変更がある場合は、都度重要事項説明書を改正し再配布の上、保護者署名を行っている。</p>	
<p>[32] Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<コメント>	
<p>・園児の個人情報は転園先からの要望がない限り書面での提供はしていない。保育所の変更があった場合は、変更先や行政や各関係機関と連携を図り、必要に応じた情報提供を行っている。卒園や退園後も子どもの成長と保護者の育児を支援する姿勢を示し、現在のところ、サービス利用終了時には園長や副主任が対応し、子どもや保護者にその後の相談方法や担当者について説明している。ただ、その内容を記載した文書の作成および手渡しはされていない。保育の継続性に配慮し、記録した文書を整理・保管することが望まれる。</p>	

(3) 利用者満足の上昇に努めている。

【33】 Ⅲ-1-(3)-①
利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

・子どもの心身の健康が保証され、個々がのびのびと保育園生活を楽しめているか、全園児の表情や活動の様子を十分に注視した日々の保育を全職員が協同して実践しているか、などを確認しながら日々の保育実践に取り組んでいる。子どもの成長・活動の様子、細微の変化への「気付き」を共有し、職員は子どもの満足度を把握している。
・保護者の意向や満足度に対しては、アンケートを実施して、さらに日々の連絡などで把握している。個人面談などを年間計画として定期的に行い、実施後のアンケート結果も加味して職員会議で協議検討して、改善すべき事項を整理し次年度に活かしている。

(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

【34】 Ⅲ-1-(4)-①
苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

<コメント>

・重要事項説明書には苦情受付体制や第三者委員について記載し、園内に苦情解決フローおよび行政機関など外部相談窓口の連絡先を掲示している。園玄関には苦情解決図解フローを掲示して、利用者の権利擁護・サービスの改善などの仕組みや、苦情受付担当者・第三者委員の名前・電話番号を明記している。
・職員には、保護者より要望・苦情があった場合は園長に報告し、必要に応じて川崎市の監査にも提示している。

【35】 Ⅲ-1-(4)-②
保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

a

<コメント>

・園では日常的に接する担任以外にも、各種の窓口を設置して保護者が気軽に声をかけやすいコミュニケーション環境を日々構築している。保護者相談にも応じており、保育士とともに園長も問い合わせに応じている。保護者の送迎時の対応・保護者懇談会・個人面談などで要望を必ず聞くようにしており、相談内容が深刻な場合は別室に案内したり、継続的に相談に応じられる配慮をしている。園長は一日に一回は保護者に声をかけ、相談や意見を言いやすい雰囲気づくりに努めている。

【36】 Ⅲ-1-(4)-③
保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

<コメント>

・「べからず集」「不適切な保育」「保育中の禁句集」では、保育者はもとより、子どもおよび保護者対応の基本を明記しており、保護者の意見や要望を傾聴する姿勢を示している。
・園では保護者が相談しやすい環境として、園玄関に意見箱を設置し、すぐに意見を投稿できるようメモを備えている。また、日々の送迎時の挨拶や何気ない保護者との会話が最も大切なことであり、連絡帳などでは子どもへの理解を深めるため双方向で連絡を取り合っており、共に子どもの成長の喜びを共有できるように努めている。
・職員は把握した保護者の意見や相談については迅速な対応を心がけているが、保護者対応マニュアルなどの定期的な見直しが望まれる。

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

【37】 Ⅲ-1-(5)-①
安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

<コメント>

・危機管理の責任者は園長であり、職員は研修にて「安全管理・危機管理」を受講して日々の点検などを実施している。園では「怪我チェック表」「事故報告書」を記録に残し職員間で回覧共有し再発防止・事故予防策に備えている。さらに、事故対応マニュアルに沿って保護者に連絡をしている。系列園や社会で起きた事故・事件を自園に置き換えて職員間で検討している。
・毎月避難訓練・不審者対応訓練の実施および心肺蘇生などの「緊急時対応訓練」を実施し、また食材備蓄品リストを作成し、防災担当者が定期的に点検を実施して管理している。

【38】 Ⅲ-1-(5)-②
感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

<コメント>

・園では、行政の指導および「保育所における感染症ガイドライン」、さらに園独自で開発した「感染症マニュアル」により、役割と責任を明確にして管理体制を整備し、各関係者に周知を図っている。定期的に会議を重ね、最新の情報を発信したり感染症発症の対応事例などを共有し、感染症予防策を講じている。
・園内では各種の感染症が発生、または蔓延した場合の対応フローを掲示して備え、嘔吐処理セットを各クラスに常備し、また子どもへの手洗い、うがい指導を徹底している。保護者には迅速に報告し、川崎市のガイドラインに基づいて、各場所や備品の消毒強化と職員の体調管理の徹底などを行っている。

【39】 Ⅲ-1-(5)-③
災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

<コメント>

・園は危機管理および災害時への対応マニュアルを作成し、さらにハザードマップで園の立地条件を確認して「事業継続計画」を策定し総合的なリスクマネジメントに取り組んでいる。年に1回引き取り訓練を実施し、緊急ブロードキャスト、災害伝言ダイヤル、メールなどを活用し、保護者参加の大規模災害時対応訓練を実施している。職員、保護者はじめ関係者に対して、防犯防災担当者が子どもたちへの危機管理意識向上に努めている。
・消防署など行政機関からの指導を受けつつ、「安心伝言板」や「災害時伝言ダイヤル」などの発信練習をして、地域とも連携しつつ安否確認訓練や避難訓練、防災訓練を行っている。

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
<p>【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。</p>	a
<コメント>	
<p>・保育所保育指針を保育の基本とし、川崎市子ども権利条例や虐待防止条例の基本的権利を尊重し、基本的人権の尊重、プライバシー保護などを保育の留意点として取り入れている。また、各種マニュアルを整備し、保育に関する標準的な実施方法が明文化されており、全職員への周知を行っている。日々必要となる業務内容については必要に応じて抜粋し、使いやすいように工夫している。</p> <p>・デイリープログラムと保育士の動きについてはマニュアル化されており、子どもの活動に合わせてリーダーやサブリーダーの動きも細分化して文章化されている。これにより、新人職員でも同じレベルの保育を実践できるようになっている。</p>	
<p>【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	a
<コメント>	
<p>・保育園では標準的な実施方法に関して乳児会議や幼児会議、職員会議を通じて検証・見直しを行う仕組みがあり、実態に即した改善を図るように努めている。振り返りを通じて反省や見直しを行い、指導計画に反映できるようにしている。</p> <p>・保護者からのフィードバックは行事ごとにアンケートを実施し収集しており、懇談会や保護者会でも意見や提案を積極的に募り、それを職員間で検討し日々の保育や行事内容などに反映できるようにしている。職員からの意見も同様に、各会議にて話し合いの機会を設けている。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	
<p>【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。</p>	a
<コメント>	
<p>・入園時に保護者から提出される児童票により子どもの家庭状況や健康状態を把握し、面談で得られた情報を基に個々の子どもに適した保育が展開されるよう努めている。入園後は保護者との日々の情報交換や連絡ノートを通じて子どもの状況を把握し、クラスの様子は保育日誌に日々記録し振り返りを行っている。全体的な計画に沿って各クラスにおいて年間計画や月間計画を立て、週案を作成している。</p> <p>・特に3歳未満児と配慮が必要な子どもについては、一人ひとりの発達を踏まえた個別指導計画を作成し、保育の実施と評価改善を反省欄に記載して計画の改善に連携させている。また、担任以外の職員や他の専門機関と連携を図りながら、丁寧な保育を提供できるようにしている。</p>	
<p>【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。</p>	a
<コメント>	
<p>・子どもへの関わり方や保育の進め方に関しては、クラスの状況や保護者のニーズ、子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、実践につなげている。保育の課題は評価を通じて明確化され、それを基に保育士の保育方法の見直しや子育て支援などに反映できるようにしている。</p> <p>・職員全員が全体的な計画を確認し、子どもの発達状況を考慮しつつ、養護と教育の視点から具体的な保育指導計画を立案している。週案は各クラスでの振り返りを行い、月案は乳児会議と幼児会議それぞれで反省と振り返りを通じて、子どもやクラスの状況、環境などにも配慮し計画の変更などに柔軟に対応できるようにしている。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	
<p>【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。</p>	a
<コメント>	
<p>・子どもの成長に関する記録を月齢ごとに記載し、定期的に園長が確認し必要に応じて指導を行っている。情報共有については、内容や緊急度に応じて毎日の昼ミーティングや各種職員会議で報告されている。</p> <p>・会議は乳児会議、幼児会議を月に3～4回、全体会議が月1回開かれ、その他の必要に応じて随時実施されている。全ての記録はファイル化され、全職員がいつでも閲覧できるようになっており、職員間の情報共有の体制が整えられている。子どもや保護者の様子は連絡ノートで確認することができ、受け入れ時の視診簿によっても健康状態や保護者からの連絡事項などを共有している。</p>	

【45】 Ⅲ-2-(3)-②
子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

<コメント>

- ・「個人情報保護に関する方針」を遵守し、子どもに関する記録はすべて鍵のかかる書棚に保管されている。個人情報が含まれる書類やデータは事務所で使用することを基本とし、事務所外での持ち出しは園長の許可を得るよう厳密に管理されており、外部への持ち出しは一切行わないよう徹底されている。
- ・保護者には入園時に個人情報の取り扱いについて説明し、了承を得た上で重要事項説明書へのサインをもらっている。職員に対しても入職時及び職員会議で守秘義務や個人情報保護について詳細な説明を行い、理解と協力を求めている。

第三者評価結果

事業所名：坂戸保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 保育理念「未来を切り開く生きる力を育てる」に基づいて、園長主導のもと全体的な計画が策定されている。編成にあたっては園長、主任の指導により職員全員の意見を反映できるようにしており、計画内容には職員全員が深い理解を示している。</p> <p>・ 地域に開かれた保育園としての目標を掲げ、情報公開や保育事業への参加、特色ある教育と保育の実施、長時間保育児への配慮を計画に取り入れている。地域の特性に合わせ、働く保護者を支援するため早朝預かりや19時以降の子どもへの夕食提供など、保護者の利便性に配慮し地域社会への貢献と家庭との連携を図るものとなっている。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 保育室内の室温・湿度の適正な管理を行うとともに空気清浄機やサーキュレーターの設置など換気を徹底し、子どもたちが心地良い環境で一日を過ごせるよう配慮している。安全点検簿を活用し、開園および閉園の際に当番職員が安全点検を実施している。この日々の点検は、施設内の安全や衛生を確保し、事故や集団感染を未然に防ぐ重要な手段となっており、実際に集団感染が起こっていない状況は、この点検活動の有効性を示す根拠と成果として考えられている。</p> <p>・ 昼食後は各年齢において午睡時間を設けており、各保育室で適切に休息をとれるようにしている。年長児は秋ごろから就学に向けて午睡をなくす準備を始めているが、睡眠が必要な場合は4歳児と一緒に休めるようにするなど、それぞれの状況に合わせて柔軟に対応している。また、午睡時は子ども一人ひとりの睡眠状況を定期的に記録し、年齢に応じた睡眠管理を行い、子どもたちの安全を最優先に考慮した保育を実践している。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 子ども一人ひとりの健康状態や発達状況については、入園時に保護者から提出される児童票や健康記録表、入園前の個人面談によって把握し、入園後の個別記録、発達記録、面談記録などとともに個別ファイルにまとめて保管しており、いつでも確認することができる。日々の連絡ノートでのやり取りでも子どもの状況について把握に努め、必要に応じてノートの記録についてもコピーを保管している。このように子ども一人ひとりの情報を適切に管理することで、子どもの状態に応じた適切な保育を提供できるようにしている。</p> <p>・ 保育者は、園の理念である「未来を切り開く生きる力を育てる」のもと、子どもが主体的に考え、話し、過ごせるよう日々の保育の実践に努めている。また、「べからず集」を活用し、定期的な会議ではグループごとに振り返りの機会を持ち、保育者が命令調や強制的な態度や言葉づかいを避けることができるよう全体で共有し意識を高めている。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>・ 子ども一人ひとりに合わせた保育の実践にむけて、身体的発達や意欲を大切に、自立した日常生活の習慣が身につくよう援助している。入園時より、個人マークによってロッカーなど自分の場所や持ち物などをわかりやすく示す工夫をしており、朝や帰りの準備、片付け、着替えなどに取り組みやすくしている。食事では子どもが自らを食具を選ぶことができるような配慮もあるなど、それぞれの場面において子どもたちの自発的な行動を尊重し、達成感を体験できるように随時援助している。</p> <p>・ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、保護者とのコミュニケーションを図り柔軟な対応に努めている。また、看護師や栄養士など専門職との協力のもと、保健指導や食育活動などの取り組みを行っており、生活習慣の大切さを学ぶことができるようにしている。</p>	

<p>【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが自ら玩具を選び遊べるよう、法人特注の両面棚を有効利用し、遊びの興味や関心に応じて玩具をすぐに手に取ることができるようにしている。子どもの発達や様子を見ながら玩具を用意しており、乳児は大き目のブロックを自分でも運べるように小さなケースに入れて人数分用意し、取り合いにならないよう配慮している。貸出絵本も用意し、保護者と一緒に好きな絵本を選び、幼児は週1回、乳児はいつでも借りることができ、家庭でも絵本に触れてもらえるようにしている。 ・自然体験や交通安全教室を通して、戸外活動から得られる学びを実生活に結び付けており、地域社会との連携を深める活動にも積極的に参加している。地域の高齢者との交流や祭りでの和太鼓の披露を通じ、子どもたちが地域とのつながりや社会参加の楽しさを体験できるようにしている。コロナ禍において一部中止となっている活動もみられるが、今後の再開を検討している。 	
<p>【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入園児に対しては、1週間を目安に慣らし保育を実施しており、2時間から少しずつ時間を延ばして通常の保育時間となるようにしている。保護者の仕事復帰や子どもの状況によって時間や日数には柔軟に対応し、入園直後の子どもと保護者の不安やストレス軽減に努めている。保育室内は遊びと生活空間を十分に確保し、一人ひとりの生活リズムに配慮しながらいつでも睡眠などが可能な環境を整えている。また、今年度は看護師を0歳児の担任とすることで、保健や発達に関する専門的なアドバイスが提供され、保護者と子どもたちの安心感を支えている。 ・送迎時には口頭でのコミュニケーションを大切に、連絡ノートでのやり取りだけでなく温かみのある情報交換を行うことを心がけている。保護者に提供される園のしおりには0歳児の保育計画が記載されており、保育に関する具体的な情報を得やすくしている。 	
<p>【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児からの新入園児も多いため、子どもの人数や状況に応じて新年度前半は在園児と新入園児を分けて生活するなどの配慮をしている。3歳未満の子どもに対しては、個々の発達段階に応じた月次の個別計画を策定し、目標設定や活動内容の配慮、反省点を明記し次月の保育実践に活かし、子どもの成長に合わせたきめ細かな保育と保育環境を整備できるようにしている。 ・子どもが自発的に行動できるように保育室の環境を工夫し、玩具などの配置に配慮している。また、子どもの意向を尊重しながら、食事や衣類の着脱などの基本的な生活習慣が身につくよう援助しており、自立心を育むことができるようにしている。 ・指先機能の発達を促す製作活動や玩具選びにも配慮しており、発達に応じて他の子どもとの交流の楽しさを体験できるように、玩具や遊びの内容を工夫している。 	
<p>【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児クラスの子どもたちは、縦割りグループでの異年齢活動の機会を取り入れており、年齢の違う子ども同士がお互いを認め尊重する心が育つように援助している。異年齢での活動を通して、夏祭りや運動会などの行事においても協力し合う姿が見られている。また、年長児を中心に話し合いの場を設けるようにしており、自分の意見を伝えたり、相手の気持ちを聞き寄り添うことができるように援助している。 ・運動会では、「応援合戦がしたい」という子どもたちの意見を取り入れて実施し、発表会では子どもたちが見せたいことを中心にプログラムを組み立て、夏祭りやお店ごっこなどの季節の行事も子どもも主体での進行を心がけている。 ・年齢や発達に応じて製作活動にも自由に取り組めるように、クレヨン・粘土・のり・自由画帳などを個人ロッカーに用意し、自分の持ち物として管理できるようにしている。室内には、「ひらがな表」、「図鑑」、「世界地図」などの教材を設置して子どもたちの興味を引き出し、幼児期の終わりまでに身につけてほしい「10の姿」を目標にした保育実践に取り組んでいる。 	
<p>【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な子どもに対しては、年間および月次の個別指導計画を作成し、日々の記録も行い定期的に見直しながら適切な保育を行うことができるようにしている。障がいや発達の特性が見られる子どもについては、川崎市中央療育センターと連携し、専門家の助言を基にした支援を行っている。個別の配慮に関しては全職員が情報を共有し、柔軟な対応ができる体制が整っている。また、園内外の研修を受講する機会を通じて学びを深め、職員会議での共有によって周知に取り組んでいる。 ・統合保育においては、障がいを持つ子どもがクラスに入り、他の子どもたちと同様の保育を受ける環境が提供されている。保護者とのコミュニケーションは連絡ノートと口頭で密に行われ、子どもたちの成長が共有されている。対応する職員は専門性向上のための研修を受けており、子どもたち一人ひとりがクラスの一員として自然に過ごせるような関わりが促進されている。 	

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども^のの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝夕の延長保育時間や土曜日には、3歳未満児と3歳以上の子どもたちが合同で過ごし、異年齢間の交流が促進されており、小さい子どもたちが手助けを受けたり、大きい子どもたちを見て成長するなど、情緒の育ちにつながる環境が整えられている。長時間保育ではおやつと希望者には夕食が提供され、夕食利用者には月間の献立が配布されており、食事のキャンセルは前日および当日朝まで対応可能である。保育の様子はクラスに設置されたフォトフレームを通じて保護者に見てもらうことで、保育に対する理解と保護者との連携を深めている。 ・登園から降園までの子どもたちの1日の様子は視診簿に記録し、シフト制で勤務する保育士間で情報共有しやすいよう工夫されている。日々の視診簿はまとめられ各クラスに保管しており、振り返り確認できるようにしている。また、昼ミーティングや各クラスのノート、周知用ファイルなどでも情報共有を行っている。 	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体的な計画や年長歳児向けの年間指導計画を通じて小学校への円滑な接続を図っており、小学校への興味や期待を育てている。行政が主導する幼保小の連携プログラム「にじの架け橋」に年長児担任が定期的に参加し、小学校との情報交換を行っている。 ・近隣の小学校と積極的に連携しており、入学式や卒業式、1年生の授業参観やイベントへの参加、保育園の行事への1年生の招待などを通じて交流を深めている。コロナ禍において中止となった交流もあるが、手紙のやり取りなどでつながりを保つようにしていた。また、卒園児が入学する小学校への児童要録は担任が記載し、園長と共に作成し、必要に応じて電話などで詳細な申し送りを行っており、保育園から小学校へのスムーズな移行を支援し、子どもたちの学びの連続性を保つ努力がされている。 	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの安全と健康を保つための体制が整えられており、看護師を中心に子どもたちの健康管理に取り組み、日々、各クラスを巡回して子どもの健康について確認している。担任からの報告も受け、ケガや体調不良などにも適切に対応できるようにしている。感染症の予防と管理には特に注意を払い、感染症が発生した際にはその病名を保育園内で掲示し、保護者に情報を提供している。また、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する予防策として、午睡時には年齢に応じた頻度でプレスチェックを実施し、うつぶせ寝を防ぐための体位の交換も行っており、その様子をSIDSチェック表に記録している。 ・子どもたちへの健康教育については、手洗い・うがい・水分補給の大切さなどを伝えているが、自分のからだや健康に関心を持つことができるよう、幼児に向けてはさらに具体的な内容を取り入れた健康教育の実施を検討している。 	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入園時に保護者から提出された児童票・健康記録表をもとに子どもの健康について把握できるようにしており、以後は「すこやか手帳」を使用して月に1回の身体測定時に健康状態のチェック及び予防接種や既往症の記録を更新してもらっている。園では健康診断を定期的に行っており、保育説明会で事前に通知している。園医による健康診断は、0歳児と1歳児には年に6回、2歳児以上には年に3回実施されている。また、歯科健診は年に1回、6月に実施されている。 ・実施された健康診断の結果は「すこやか手帳」に記録して保護者に伝え、必要に応じて子どもの受診や治療を促すようにしている。毎月の健康だよりでは、季節の注意事項や感染症についてなどを伝えており、子どもの健康について相談などがある場合には、個別に対応している。 	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギーのある子どもに対しては、保健所が定めるアレルギー対応ガイドラインに従い、主治医の意見書に基づいて川崎市健康管理委員会に申請を行い、除去食に関する認定を受けて園での対応を行っている。除去食に関しては継続的に医師の指示を仰ぎ、前月末には翌月のメニューを作成し保護者の承認を得ている。 ・アレルギー対策として職員は栄養士と連携し、厨房で除去食を確認後、保育室で他の職員と共に確認し、その子どもに最初に提供することで誤食を防いでいる。また、医師である法人理事長によるアレルギー研修を職員に実施している。保護者には保育説明会や個人面談、クラス懇談会の機会を通じて理解と協力を求めている。子どもたちに対して、年齢に応じてアレルギーについてわかりやすく説明を行う機会づくりについては今後の課題としている。 	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが食べ物に対して苦手意識を持たないよう好き嫌いなどに配慮し、食べる量は子どもが自ら決めるなど食事を楽しむことができるように工夫している。子どもの発達に合わせて食具の持ち方や姿勢などの食事マナーも伝え、年齢に応じた適切な援助を行っている。 ・季節感を取り入れた行事食を提供し、子どもたちが四季折々の食文化を体験できるよう工夫している。節分、ひな祭り、七夕などの行事食では、トッピングを子どもたちが行うなど簡単な調理体験を通じて食べ物への関心を持てるようにしている。年長児クラスでは、日本や世界の料理に関心を持てるように地図を活用し、食材によって栄養が異なることを学ぶ機会も取り入れている。メニューはひらがなの対応があり、子どもたちが読み上げることができるようにしている。 ・コロナ禍前には、年長児が当番として割烹着や三角巾、マスクを着用し、盛り付けや配膳をする活動を通じて食に対する関心を深めていた。 	
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市の栄養士による共通献立を使用し、行事食や郷土料理、世界の料理などが毎月取り入れられている。子どもたちの喫食状況は各クラスの喫食簿に記録し、月1回の給食会議にて調理担当者と情報共有を行っており、離乳食の進み具合や食べやすさ、残食が多い場合などには2週目に調整してもらうなどの工夫をしている。また、衛生管理はマニュアルに基づいて適切に行われており、食事の安全を確保している。 ・食育では、野菜の栽培活動を通して子どもたちが食材を身近に感じることができるように援助している。園内で育てた野菜は家庭に持ち帰り、家庭でも食について話題となり興味関心が深まるように促している。アレルギーに配慮した食事の提供や保護者の要望に応じた配慮食の対応を行っており、給食のお知らせ以外でも、保護者からのリクエストがある場合にはレシピの提供を個別に対応している。 ・栄養士や調理担当者が子どもたちの喫食状況を確認したり、子どもたちの話（リクエストなど）を聞く機会などを取り入れることが期待される。 	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
<p>【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登園時に保護者から子どもの家庭での様子や健康状態、保護者の意向を聞き、降園時には口頭でその日の子どもの様子を保護者に伝え、さらに連絡ノートを通して詳細な情報交換と連携を図っている。 ・クラス懇談会は年に2回実施され、保育内容を保護者に伝えて理解を深める機会を提供している。個人面談も年に2回行われ、子どもの成長や発達についての情報交換がされ、記録に基づいて保育内容の改善や計画に反映されている。さらに、保育士によって撮影された子どもの成長の写真は年3回無料で配布され、希望者には保育の様子が収められたDVDが販売されている。これらの取り組みを通じて、家庭と園との緊密な連携をはかり、子どもの成長を保護者と共に喜びあう環境が作られている。 	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
<p>【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者からの相談にはいつでも応じる体制であり、担任保育士、主任、園長が対応している。相談内容や必要に応じて主任や園長が職員に具体的なアドバイスを行うようにしている。また、相談内容に基づいて「気になる子記録」や配慮支援計画に記載し、進級時の情報引継ぎに活用している。 ・保育参観や保育への参加も、希望者には開かれており、保育の意図や内容への理解促進に努めている。日々の活動内容については掲示によっても伝え、園日よりでは毎月の予定や活動について知らせている。連絡ノートを通じても保護者の要望に応じた個人面談を実施しており、子どもの成長と育ちを家庭と共に支援する体制が整っている。 	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝の受け入れ時には、視診によって子どもの様子を確認しており、ケガなど気になることがあれば保護者に必ず確認している。また、保育中の子どもの言動などにも気を配り、着替え時に身体の傷や怪我がないかを確認し、虐待等権利侵害の早期発見に努めている。虐待の事実が疑われる場合には主任、園長へ伝え速やかに情報共有を行う体制がある。行政（主に区役所）との連携を保ち、保育園での子どもの様子や出席状態、保護者の様子について守秘義務のもとで共有している。また、子どもの身体に傷や打撲痕が確認された場合には、その状況を写真に記録するなどの対応により、子どもの安全と健康の確保に努めている。 	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p>【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各指導計画には反省を含む記載があり、定められた期間ごとに計画の評価や振り返りが行われている。週1回、乳児クラスと幼児クラスそれぞれで会議を開催し、議題に挙げた内容について職員全員で話し合う場を設けている。また、全体職員会議には園内研修の時間を設けており、日々の保育や課題を取り上げ職員全体で取り組んでいる。 ・研修計画を作成し、職員の意向を考慮した研修の提案を行っており、新人職員には法人研修の一環として接遇マナーを学ぶ研修がある。年度末には、担当クラスの自己評価、職員個人の自己評価を行い、それらを保育所全体の自己評価につなげている。 	